

しょうがいしゃ そうごう し えん ほう とう 3. 障害者総合支援法等

サービスの体系

身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」では、障害のある方の障害の程度や社会活動、介護者、居住などの状況に応じて全国共通の基準、水準で提供される「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じて市が主体で行う「地域生活支援事業」で総合的に支援します。

また、障害児には、「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付

- 居宅介護 ● 重度訪問介護
- ◆同行援護 ● 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所 ● 療養介護
- 生活介護 ● 施設入所支援

訓練等給付

- ◆ 自立訓練(機能・生活)
- ◆ 就労移行支援
- ◆ 就労継続支援(A型・B型)
- ◆ 就労定着支援
- ◆ 自立生活援助
- ◆ 共同生活援助

相談支援

- ◆ 計画相談支援
- ◆ 地域移行支援
- ◆ 地域定着支援

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療

補装具

- 補装具費の給付

障
害
者
・
児

児童福祉法

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

障害児入所支援(東京都)

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

障害児相談支援



「すけだちくん」

地域生活支援事業による福祉サービス

- | | | |
|--------------|----------------|-----------------|
| ■ 相談支援 | ■ 日中一時支援 | ■ 点字・声の広報等発行 |
| ■ 日常生活用具給付等 | ■ 意思疎通支援 | ■ レクリエーション活動等支援 |
| ■ 移動支援 | ■ 住宅入居等支援 | ■ など |
| ■ 地域活動支援センター | ■ 成年後見利用支援 | |
| ■ 訪問入浴サービス | ■ 自動車運転免許・改造助成 | |

※18歳以上の方は

- 80項目調査+審査会の判定が必要
- ◆→80項目調査が必要(●とは別項目の調査になります)

対象者

障害者総合支援法による給付等の対象となる障害者			
身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者等

サービスの種類

【訪問系・その他サービス】

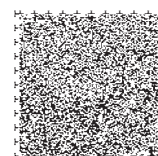
※131ページ以降の「市内の事業所等一覧」もご覧ください

■自宅での暮らしを支援するサービス

	サービスの名称	内容		対象者
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	障害支援区分1以上の方
		家事援助	自宅で、調理、部屋の掃除、洗濯、買物等の支援をします。	
		通院等介助	通院するときに付添い支援をします。	障害支援区分2以上の方
	重度訪問介護	重い障害があり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援をするとともに、病院等に入院している方(※)に対して、意思疎通等の支援もします。		●障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも見守り～介助が必要と認められる方 ●重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する方(障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上) ※病院等に入院中の意思疎通等の支援は、障害支援区分6で意思疎通等の支援が必要と認められる方
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせることで支援をします。		障害支援区分6で、以下いずれかにあてはまる方 ●四肢麻痺寝たきりで人工呼吸器を装着している方 ●四肢麻痺寝たきりで愛の手帳1度の重度心身障害者 ●強度行動障害



障害者総合支援法等



■外出を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	同行援護	視覚障害で、ひとりでの移動が難しい方のために、外出するときに同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。	視覚障害により移動に著しい困難を有する視覚障害者、これに相当する程度の障害を有する方
	行動援護	知的障害や精神障害で、ひとりでの行動が難しい方に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出する時の移動を支援します。	障害支援区分3以上で、知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する、常時介護を必要とする方（別途、基準があります）

■介護する家族などを支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護している家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障害のある方に短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。	障害支援区分1以上の方 ※障害児の場合、障害児支援区分における区分1以上に該当する方

■自立や就労を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
訓練等給付	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家庭との連絡調整等の支援を行います。	就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方

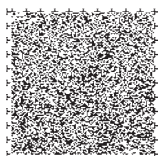
■住まいの場で生活を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
訓練等給付	自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等

【日中活動系サービス】

■昼間の活動を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などをします。	●障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器を装着している方 ●障害支援区分5以上で、筋ジストロフィーまたは重度心身障害の方
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものをつくり出す創作的・生産的活動も行います。	●障害支援区分3以上（障害者支援施設入所者は区分4以上）の方 ●50歳以上で、障害支援区分2以上（障害者支援施設入所者は区分3以上）の方



■自立や就労を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練をします。	左記の支援が必要な障害者
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な障害者
	就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。	雇用が見込まれる方 ※65歳以上の方は一定の要件あり
	就労継続支援 A 型 (雇用型)	一般企業への就労に結びつかなかった方で、雇用契約に基づく就労が可能である方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	当該事業所で、雇用契約による就労が可能と見込まれる方 ※65歳以上の方は一定の要件あり
	就労継続支援 B 型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	生産活動に係る知識及び能力の向上・維持が期待される方

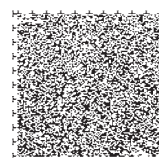


障害者総合支援法等

【居住系サービス】

■住まいの場で生活を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。	●生活介護を利用している障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方 ●自立訓練・就労移行支援を利用している方のうち、通所が困難である方
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活をしている方に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な方には介護サービスも行います。	身体障害、知的障害または精神障害の方及び難病のある方。 ※障害支援区分の認定が必要な場合があります。



サービスを利用するための手続きの流れ（障害者の場合）

身

知

精

難

障害福祉サービスを利用するには、市への申請が必要です。ここでは、申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるよう、市や指定特定相談支援事業所（131ページ）がお手伝いをします。

1 相談（市または相談支援事業所）

まずは、市や相談支援事業所の窓口で相談します。

2 利用申請・サービス等利用計画案の作成依頼

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を障害福祉課相談支援係へ提出します。また、相談支援専門員にサービス等利用計画案の作成をしてもらいます。相談支援専門員がアセスメントをもとに計画（案）を作成し、計画（案）が相談支援事業所から市役所へ提出されます。またご本人・ご家族には、計画（案）の写しが渡されます。

※相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者が「セルフプラン」を作成することもできます。

※サービス提供事業所の探し方については、30ページにある「サービス事業所の検索について」をご参照ください。どのサービス提供事業者を選べばよいのかよく分からない場合などは、相談支援事業所に相談してください。

3 障害支援区分認定調査（80項目）及び一次判定

市職員が、サービスの利用を希望するご本人やご家族等に対して、障害や生活の状況などについて聞き取り調査を行います。結果をコンピューターに入力し、一次判定を行います。

（訓練等給付の場合） （介護給付の場合）

4 障害支援区分認定審査会

障害支援区分認定

5 支給決定

障害支援区分認定審査会とは

障害保健福祉の専門家で構成されている「審査会」で、上記の一次判定の結果と医師の意見書をもとに審査判定を行い、どれくらいサービスが必要な状態なのかを示す障害支援区分が認定されます。

障害支援区分とは

障害の特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6（※6が最も高い）までに分けられています。この区分を目安にして利用できるサービスの内容や量などが決まります。

提出された計画（案）や法令に定める事項を踏まえて、市役所で支給の要否や支給量などが決定され、支給決定通知書や受給者証がご本人・ご家族に送付されます。

受給者証とは

サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎた後の再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切に取り扱いましょう。

6 サービス担当者会議・計画作成

支給決定が行われた後、相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。

7 サービス提供事業者と契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者と契約します。

8 サービスの利用開始

担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービス見直しを行います。

障害児を対象としたサービス

身

知

精

難

担当窓口 障害福祉課

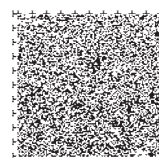
児童福祉法による給付等の対象となる障害児

- ・身体障害者、精神障害者（発達障害を含む）、知的障害者、難病等で通所による療育等の支援が必要な児童
- ・児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童

※愛の手帳等をお持ちでない方については、療育の必要性を確認するため、医師の診断書などの提出をお願いする場合があります。

サービスの種類

	サービスの名称	内容	対象者
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的な支援が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	上肢、下肢又は体幹機能に障害のある未就学児
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中（利用予定）の児童が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することで、保育所等の安定した利用を促進します。	集団生活を営む施設（保育所や小学校等）に通う障害児
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導等、発達を支援します。	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児



	サービスの名称	内容	対象者
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	入所している障害児に対し、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	身体に障害のある児童、知的に障害のある児童又は精神に障害のある児童
	医療型障害児入所施設	入所している肢体不自由のある児童又は、知的障害と肢体不自由が重複している児童に対し治療を行います。	知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児

※上記と併せて、123ページの「子ども」の項目もご覧ください。

※障害児入所支援は、児童相談所が窓口です。

サービスを利用するための手続きの流れ（障害児の場合）

身 知 精 難

障害児通所支援サービスを利用するには、市への申請が必要です。ここでは、申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるよう、市や指定障害児相談支援事業所（131ページ）がお手伝いをします。

1 相談（市または相談支援事業所）

まずは、市や相談支援事業所の窓口で相談します。

※障害児の入所サービスについては、児童相談所（15ページ）に相談します。児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成は必要ありません。

2 利用申請・障害児支援利用計画案の作成依頼

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を障害福祉課相談支援係へ提出します。また、相談支援専門員に障害児支援利用計画案の作成をしてもらいます。相談支援専門員がアセスメントをもとに計画（案）を作成し、計画（案）が相談支援事業所から市役所へ提出されます。またご本人・ご家族には、計画（案）の写しが渡されます。

※相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者が「セルフプラン」を作成することもできます。

※サービス提供事業所の探し方については、30ページにある「サービス事業所の検索について」をご参照ください。どのサービス提供事業者を選べばよいのかよく分からない場合などは、相談支援事業所に相談してください。

3 サービス利用意向調査

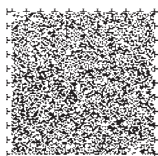
市職員が、サービスの利用を希望するご本人やご家族等に対して、障害や生活の状況などについて聞き取り調査を行います。

4 支給決定

提出された計画（案）や法令に定める事項を踏まえて、市役所で支給の可否や支給量などが決定され、支給決定通知書や受給者証がご本人・ご家族に送付されます。

受給者証とは

サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎた後の再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切に取り扱いましょう。



5 サービス担当者会議・計画作成

支給決定が行われた後、相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。



6 サービス提供事業者と契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者と契約します。



7 サービス利用

担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービス見直しを行います。

相談支援事業

身 知 精 難

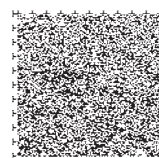
障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合は、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の提出が必要となります。サービス等利用計画案とは、障害者の自立した地域生活の支援を効果的に行うため、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成されるものです。

利用者の意向をサービス等に反映しやすくし、支給決定の際に参考として用いることができるほか、サービス提供事業者が個別支援計画を立てる時や、サービスを提供する際に、共通の目標を持つことができます（障害児支援利用計画案も同様です）。

計画の作成は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（131～132ページをご覧ください）が行います。なお、計画の作成に当たって利用者負担はありません。相談支援事業の内容は、つぎのとおりです。

サービスの名称	内 容	
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。
	継続障害児支援利用援助	計画の内容について一定期間ごとに検証（モニタリング）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。

また、入所施設や精神科病院などに入所・入院している方が、地域での生活に移行するための支援は、指定一般相談支援事業者（132ページ）が行います。なお、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）について、利用者負担はありません。



サービスの名称	内 容		対象者
地域 相談支援	地域移行支援	地域での生活に移行するための相談、外出への同行支援、関係機関との調整等の支援を行います。	施設や精神科病院に入所・入院している等の18歳以上の障害者
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。	居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者

サービス事業所の検索について

131～151ページでは、市内にある事業所の情報を掲載しています。

また、154ページでは、福祉に関する施設・事業者等の情報が掲載されているホームページを紹介しています。

利用者負担

身

知

精

難

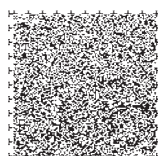
利用者負担には、所得に応じた負担上限額が設定されています。
所得区分ごとの利用者負担額は以下のとおりです。

所得区分			負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	低所得 1	市町村民税世帯非課税者であって、障害者本人又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の方	
	低所得 2	市町村民税世帯非課税者のうち低所得 1 に該当しない方	
一般 1	居宅で生活する障害児（市町村民税所得割28万円未満の方に限る。）		4,600円
	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者（市町村民税所得割16万円未満（20歳未満の施設入所者は28万円未満）の方に限る。）		9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯に属する方のうち、一般 1 に該当しない方		37,200円

※負担上限月額がサービス提供に要した費用の1割に相当する額を超える場合は、1割に相当する額が利用者負担額になります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯



利用者負担の軽減について

身

知

精

難

①世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額・補装具の購入等の負担額（介護保険も合わせて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。（償還払いの方法によります。）

障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併用して利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれいずれかの高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます。（償還払いの方法によります。）

※65歳に達する日の前日まで5年間、居宅介護・重度訪問介護・生活介護等の障害福祉サービスの支給決定を受けていた方で、介護保険サービスにおいても訪問介護・通所介護等を利用する場合、一定の要件を満たす方は介護保険サービスの利用者負担が軽減されます。（償還払いの方法によります。）



障害者総合支援法等

②食費等、実費負担についても、減免措置があります

【20歳以上の入所者の場合】

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、55,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については費用の基準額を55,000円として設定し、福祉サービス費の定率負担と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように食費等の減免（補足給付）が行われます。

【通所施設の場合】

通所施設では、生活保護、低所得、一般世帯（減免対象）の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおよそ3分の1の負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

③グループホームの利用者に家賃助成が講じられます

グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護または低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

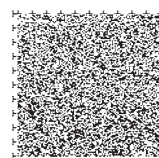
※グループホームの家賃助成についてはこの他に市制度の対象になる場合があります（55ページ参照）。

④就学前の障害児の児童発達支援等の無償化

3歳から5歳までの障害のある子どもの児童発達支援等の利用者負担が無償です。

無償化の対象サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設です。

また、無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から就学までの3年間」です。



⑤第2子以降の障害児の児童発達支援等の無償化

0歳から2歳まで（年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。）の第2子以降の障害のある子どもの児童発達支援等の利用者負担が無償になります。

無償化の対象サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援です。

事前に申請が必要となります。

詳細は東京都福祉局のホームページをご覧ください。



<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syogaizi/dainishimushouka.html>

⑥未就学児の児童通所サービスの利用者負担軽減

世帯に未就学児が複数おり、そのうちの第2子以降が児童通所サービスを利用しているときは、利用者負担額が減免される場合があります。

※世帯の市町村民税所得割額の合算が、77,101円未満の世帯（およそ年収360万円未満相当）については、年齢に関係なく生計を同じくする兄弟の中でカウントします。

⑦生活保護への移行防止策

さまざまな軽減措置をとっても、月額負担上限額や食事等の負担により生活保護の対象となってしまう場合には、対象とならない額まで月額負担上限額の引き下げや食費等実費負担の軽減を行います。

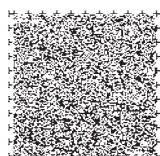


障害者総合支援法等

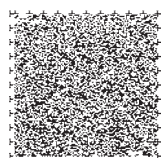
その他のサービス

身 知 精 難

	サービスの名称	内 容	掲載ページ
補装具	補装具費の支給	身体上の機能を補うために補装具を必要とする方に対し、購入または修理にかかる費用を支給します。	37ページ
自立支援医療	更生医療	身体障害がある方の障害の程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするための医療に係る医療費の一部または全部を給付します。	77ページ
	育成医療	身体障害がある児童の障害の程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めるための医療に係る医療費の一部または全部を給付します。	77ページ
	精神通院医療	精神障害や、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を行う必要がある方のための医療に係る医療費の一部または全部を給付します。	77ページ
地域生活支援事業	日常生活用具給付等	在宅重度心身障害者（児）及び対象とされている難病等による障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付（貸与）をしています。	38ページ
	移動支援	社会生活上必要な外出等障害者または障害児の自立生活及び社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣します。	96ページ



	サービスの名称	内 容	掲載ページ
地域生活支援事業	地域活動支援センター	障害者（児）が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や日中活動の場の提供をはじめとして必要な支援を行う施設です。	9ページ
	訪問入浴サービス	ご家庭で入浴することが困難な寝たきり等の重度身体障害者（児）に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行います。	47ページ
	日中一時支援 （日中時間預かり事業）	居宅において介護者が疾病等により、65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方等の介護を一時的に行うことができない場合に、日中の時間、障害者支援施設等に入所することができる制度です。	46ページ
	意思疎通支援	手話通訳者の派遣： 聴覚に障害のある方が、市の主催行事およびそれに準ずる催しや聴覚障害者団体の主催行事等に参加する時または通院等の意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合に、手話通訳者を派遣します。 要約筆記者の派遣： 聴覚障害者団体および聴覚障害者で手話による意思疎通が困難な方に要約筆記者を派遣します。 手話通訳者の配置： 手話通訳者を必要とする方が各種申請や手続きなどを行う際の支援のため、国分寺市役所に手話通訳者を配置しています。	55ページ 56ページ
	住宅入居支援	住宅保証制度： 住宅の取り壊し等により住宅に困っている方で、保証人がいないために住宅の賃貸契約をすることができない方のために市が保証人になります。	54ページ
	自動車運転免許取得・ 改造費助成	自動車運転免許取得： 心身障害者が自動車運転免許を取得する場合、または免許の限定解除を受ける場合、費用の一部を助成します。 自動車改造費助成： 購入または所有する自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、経費の一部を助成します。	93ページ 94ページ
	点字・ 声の広報等発行	声の広報： 市内在住で、視覚障害があり、身体障害者手帳をお持ちの希望される方へ、市の広報発行物を吹き込んだCDを郵送しています。	52ページ
	レクリエーション 活動等支援	心身障害者（児）運動会・バスハイキング： 心身障害者の方の健康増進と交流を深めるため、毎年春にバスハイキング、秋に運動会を行っています。	102ページ



障害者総合支援法の対象となる難病（疾病名一覧表）

難

※新たに対象となる疾病（7疾病）

△表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

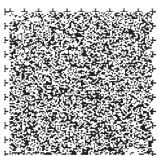
障害者総合支援法の対象疾病一覧（376 疾病）

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膀胱炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1 関連脳小血管病
33	HTLV - 1 関連脊髄症
34	A T R - X 症候群
35	A D H 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2 重複症候群
41	LMNB1 関連大脳白質脳症 ※
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜 ○
44	黄色靱帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病

番号	疾病名
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1-リン酸ウルリッヒトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性 ○
62	肝型糖原病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
64	環状 20 番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モフト症候群
70	急性壊死性脳症 ○
71	急性網膜壊死 ○
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゼン症候群
87	グルコーストランスポーター 1 欠損症
88	グルタル酸血症 1 型
89	グルタル酸血症 2 型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
99	原発性局所多汗症 ○
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡の大腸炎 ○
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高IgD症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦韌帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症 1 型
116	高チロシン血症 2 型
117	高チロシン血症 3 型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症

番号	疾病名
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群 ○
127	骨髄線維症 ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5p 欠失症候群
130	コフィン・シリシ症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鯉耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭筋素欠損症
141	CFC 症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全 ○
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺炎腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症 ※
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフィンゴイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクロームスてんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時無呼吸症候群を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン ○
178	脆弱 X 症候群
179	脆弱 X 症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成長ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症

令和7年4月1日から



障害者総合支援法の対象疾病一覧 (376 疾病)

番号	疾病名
183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性強皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○
221	高安静脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞減少症
239	TRPV 4 異常症
240	TSH 分泌亢進症
241	TNF 受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症

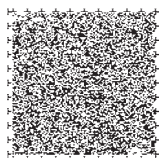
番号	疾病名
250	特発性多中心性キャスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴 ○
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2 欠失症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎 ※
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症
265	ネフロノ癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳髄黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	パッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	P C D H 19 関連症候群
283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症
291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）
300	VATER 症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
316	閉塞性細気管支炎

※新たに対象となる疾病（7 疾病）
△表記が変更された疾病（2 疾病）
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾病名
317	β-ケトチオラーゼ欠損症
318	ペーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族 L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性脾炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無βリポタンパク血症
344	メーブルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症 △
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウィルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群 ○
354	ヤング・シンブソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p 欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスマッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群 ※
375	ロスムンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

令和 7 年 4 月 1 日から

一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。



障害者総合支援法等

担当窓口 高齢福祉課 障害福祉課

65歳以上（または40歳から64歳までの公的医療保険に加入している特定疾病者★）で障害のある方の場合、介護保険サービスと障害者総合支援法によるサービスで共通するもの（ホームヘルプ等一部の障害福祉サービス、補装具・日常生活用具の一部）は、原則として介護保険サービスを優先的に利用していただくこととなります。ただし、介護保険にないサービスを受けたい場合や一定の条件を満たした場合など、介護保険を利用していても、障害福祉サービスを利用できる場合がありますので、詳細については各窓口でお問い合わせください。

★特定疾病

①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）	⑨脊柱管狭窄症
②関節リウマチ	⑩早老症
③筋萎縮性側索硬化症	⑪多系統萎縮症
④後縦靭帯骨化症	⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑤骨折を伴う骨粗鬆症	⑬脳血管疾患
⑥初老期における認知症	⑭閉塞性動脈硬化症
⑦パーキンソン病関連疾患	⑮慢性閉塞性肺疾患
⑧脊髄小脳変性症	⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

〈介護保険の要支援・要介護認定の手続き〉

介護保険のサービスを利用するには、要介護（要支援）認定を受けてください。

申請は、高齢福祉課・各地域包括支援センターでできます。

～お持ちいただくもの～

- （1）介護保険被保険者証 （2）40～64歳の方は医療保険の被保険者証
- （3）主治医の病院名、診療科目、氏名がわかるもの
- （4）ご家族が申請される場合は、（1）～（3）に加え、申請される方の身分証明書
- （5）成年後見人等が提出される場合は登記証明書の写し（発行から6か月以内のもの）

〈介護保険制度に関する問合せ〉

高齢福祉課 電話 (042) 312-8639 FAX (042) 320-1180

地域包括支援センターとは…地域の高齢者やその家族の方が介護の悩みや疑問、生活上の心配ごとなどを相談できる総合的な相談・支援の窓口です。

名 称	所在地・電話	担当地域
地域包括支援センター もとまち	東元町2-5-17 さわやかプラザもとまち1階 電話 (042) 401-0035	東元町・西元町・南町
地域包括支援センター こいがくぼ	西恋ヶ窪1-50-1 にんじんホーム1階 電話 (042) 300-6024	泉町・西恋ヶ窪・東戸倉
地域包括支援センター ほんだ	本多2-3-3 国分寺市商工会館3階 電話 (042) 300-2339	本町・本多・東恋ヶ窪
地域包括支援センター なみき	並木町3-12-2 至誠ホームミンナ1階 電話 (042) 300-3702	富士本・新町・並木町・北町
地域包括支援センター ひよし	日吉町4-32-6 うれしのの里1階 電話 (042) 300-1405	戸倉・日吉町・内藤
地域包括支援センター ひかり	光町3-13-34 国分寺ひかり診療所3階 電話 (042) 573-4058	光町・高木町・西町

